

日整連第18-252号
平成18年10月10日

国土交通省自動車交通局
局長 岩崎 貞二 殿

社団法人 日本自動車整備振興会連合会
会長 坪内 協致

指定整備事業の指定に係る基準の見直しについて（要望）

拝啓、時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素から当会の事業活動に対しまして、特段のご理解とご指導を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、貴省におかれては、本年3月末に閣議決定されました「規制改革・民間開放推進3ヵ年計画（再改定）」を受けて、指定整備率の一層の向上を図るための措置につき検討されていると仄聞しております。

自動車整備業界におきましては、自動車保有台数の伸び悩み、度重なる点検整備制度の規制緩和などの影響を受け、総整備売上高がピークであった平成6年度を下回る状況から依然脱却できないなど大変厳しい経営環境が続いています。当会では、健全な車社会の発展に寄与するとする整備業界の使命を果たすためにも、業界の活性化が必要であり、そのためには指定整備事業の指定基準の見直しが必須であると考えております。

特に、最低工員数5人以上とする基準については、最近当会が実施した「指定取得に当たっての課題」等の調査において、圧倒的多数の新規指定整備事業者からは是非軽減してほしいとする要望が出されています。

もとより指定整備は厳格にその適正な実施を求められるものであります。整備業界では低成長・競争激化の時代に対応するため、設備の近代化、技能の向上、IT化の推進、作業管理の徹底など、作業の効率化・生産性の向上を図る努力を続けてきております。この結果、例えば指定整備事業の整備要員一人当たりの年間整備売上高は増加しており、生産性は確実に向上していると言えます。このように経営基盤の確保に努めており、基準の緩和があっても優良な整備の提供、適正な指定整備の実施は変わらずにできるものと確信しています。

つきましては、整備業界の負担を軽減し、業界の活性化を図るため、指定整備事業場に義務付けられている最低工員数の基準を現行の5人から4人に軽減されるようお願い申し上げます。

敬具